

2025年12月19日

令和8年度税制改正に関するコメント

一般社団法人 日本船主協会
会長 長澤 仁志

本日取りまとめられました令和8年度与党税制改正大綱におきまして、来年3月末をもって適用期限を迎える、外航船舶の「特別償却制度」、「買換特例制度（圧縮記帳）」の延長が認められました。

国會議員の諸先生方や国土交通省はじめ関係府省の皆様の海運業界に対する深いご理解と多大なるご尽力の賜物であり、心より御礼申し上げます。

今後も外航海運業界は、造船業の再生、日本籍船制度の抜本的な見直しなどの課題に取り組み、国際競争力の強化と海事産業群の強靭化を図り、安定的な国際海上輸送の確保を通じて、我が国経済の成長と国民生活の安定に貢献して参る所存です。

また、税制につきましては、令和8年度末に期限を迎える国際船舶に係る「登録免許税の特例措置」、「固定資産税の特例措置」、令和9年度末に期限を迎える「トン数標準税制」等に取り組んで参ります。

引き続き関係の皆様のご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上